

有効期間満了日 令和4年5月31日
熊少第260号
令和元年5月28日

少年警察ボランティアに対する報償費の取扱いについて（通達）

見出しのことについては、「少年警察ボランティアに対する報償費の取扱いについて（通達）」（平成30年7月26日付け熊少第297号）により取り扱っているところ、今後は下記のとおりとするので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の施行をもって前記通達は廃止する。

記

- 1 少年警察ボランティアの種別（報償費の支払対象）及び支払金額
 - (1) 少年補導員 年額 7,000円
 - (2) 少年指導委員 年額 7,000円
- 2 支払時期及び支払方法
 - (1) 支払時期
年度終了後又は少年警察ボランティアの職を退いた後、速やかに支払うものとする。
 - (2) 支払方法
口座振替（ボランティア本人名義の口座）
- 3 支払上の留意点
次のいずれかに該当し、支払対象の期間が11月以下であった場合には、その月数を12月で除し、上記1に定める支払金額を乗じて得た額を報償費とする。ただし、円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 年度途中の解嘱等
少年警察ボランティアの職にある者が年度途中で解嘱等によりその職を退いたときは、その事由が生じた月までの報償費を支払うものとする。
 - (2) 年度途中の委嘱
前任者の解嘱等により年度途中で新たに少年警察ボランティアを委嘱したときは、委嘱した月からの報償費を支払うものとする。ただし、前任者がその職を退いた月と後任者を委嘱した月が重複する場合の当該月の報償費は、前任者に支払うものとする。
- 4 所得税の取扱い
所得税は、所得税法第204条（昭和40年法律第33号）に該当しないため徴収しない。
- 5 その他
少年警察ボランティア一覧を添付する。

※ 少年警察ボランティア一覧（略）